

## 5 大石美雪議員

- 1 ノッタラインの利便性の向上について
- 2 児童・生徒が安心できる学校、居場所を



### 1 ノッタラインの利便性の向上について

1 2月9日に開催された、岩内町都市計画マスタープラン・立地適正化計画案に関する議員説明会において、まちづくりの課題のひとつに、高齢化に対応する公共交通ネットワークと歩いて生活できるまちづくりの形成を掲げ、まちづくりの基本方針として、外出機会を創出する健やかウォークブル・ネットワークづくりを目指すとして、令和26年度までとする実行施策が示されました。

そこで、町内を運行するノッタラインについて伺います。

1、御崎、大和への運行計画はいつ策定されるのですか。

2つ、岩内町地域公共交通活性化協議会はどのようなメンバーで構成し、年度内に何回の開催ですか。

3、協議会の方々は、ノッタラインをよく利用していますか。

4、行きはノッタラインで、帰りはタクシーを利用するという方々が地域公共交通確保維持事業のスタート時から現在も多くいます。荷物のこともあります。逆方向の運行ルートがないため帰りに時間がかかり過ぎることです。利用者の実情や要望を踏まえ改善すべきではないですか。

5、タクシー事業者への配慮のために一方向のみの運行ルートとしたのですか。

6、セイコーマート岩内万代店から岩内協会病院へは坂道なので運行ルートに入れて利便性と賑わいを作り出しませんか。

7、20年後を踏まえ、容易に外出ができ便利に暮らせるまちづくりのために、利用者に対するアンケート調査を実施し、改善していく考えはありますか。

8、町の担当されている職員は、ノッタラインに定期的に乗っていますか。

9、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第5条に規定された地域公共交通計画は、自治体にその計画の作成の努力義務が課されています。そのことにより地域交通への国庫補助や路線バスへの補助の継続が可能になりますが、ノッタラインの今年度の補助額とその割合はどのくらいになりますか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、御崎、大和への運行計画はいつ策定されるのですかについてであります。

ノッタラインの御崎・大和地区への運行につきましては、御崎地区の住民団体の代表から、停留所の設置を求める陳情が提出されたことを受け、利用に関する意見を伺うとともに、御崎・大和地区に停留所を設置した場合のルート設定や、それに伴う影響時間などについて、ノッタラインの運行事業者による見解と、全体的なルート編成を踏まえた停留所の位置や利用頻度など、その必要性について話し合いを重ねてきたところであります。

その中で、要望のありました停留所の設置場所については、民営の集合住宅駐車場の出入り口となっており、家主から停留所設置の理解を得ることができなかったことから、住民団体の代表へ、要望のあった場所への設置は困難である旨の説明を行い、ご理解頂けたものと考えておりますので、現在のところ、御崎・大和地区への具体的な運行の計画は予定していないところであります。

2 項めの、岩内町地域公共交通活性化協議会の構成員及び年間の開催回数と 3 項めの、協議会の方々のノッタラインの利用状況については、関連がありますので併せてお答えします。

岩内町地域公共交通活性化協議会の構成員につきましては、計 26 名で構成しており、内容といたしましては、計画を策定する町として 4 名、道路管理者として 2 名、公安委員会として 1 名、公共交通事業者として 4 名、専用自動車運転手が組織する団体として 1 名、学校関係者として 4 名、地域住民又は利用者の代表として 7 名、国の機関として 1 名、北海道の機関として 1 名、協議会が必要と認める者として 1 名となっており、年間の協議会開催回数は、平均 3 回程度となっております。

また、協議会の方々のノッタラインの利用状況につきましては、個別の利用状況は把握しておりませんが、それぞれ、社会福祉協議会や老人クラブ連合会、商店街連合会などの各種団体に所属している委員でありますので、利用者の意見や要望なども聞き取りやすい状況にあることから、日常の運行状況についても十分把握されているものと認識しております。

4 項めは、逆方向の運行ルートがないため帰りに時間がかかりすぎるといふ方々の実情や要望を踏まえ改善すべきではについてであります。

ノッタラインの運行は、限られた車両で出来る限り、利用者の安全性と利便性を重視し、時間効率よく市街地を面的にカバーする運行ルートとなるよう、岩内町地域公共交通活性化協議会により議論を重ね、西循環、東循環合わせて 1 便、1 時間 20 分で、町内を一周するルートに決定したものであります。

こうした現行のルートに、逆ルートを加えるとした場合には、出発便のいずれかに、反対のルートを組み込む運用が想定されますが、利用する方の乗車場所と目的地が近い場合には、利便性の向上が見込める反面、乗車場所と目的地の距離が遠い場合は、現行ルートより、更に時間を要することとなります。

また、これまで町民の方々に定着してきた運行ルートやスケジュールが大きく変更となり、現在、日常的に利用する方々にとっては、多くの混乱を招くことも想定されることから、現段階において、逆向きルートを加えることは、考えていないところであります。

5 項めは、タクシー事業者への配慮のために一方向のみの運行ルートとした

のかについてであります。

ノッタラインをはじめとした、本町における地域公共交通確保維持事業におきましては、通院や買い物など、生活面での利便性の向上に寄与するとともに、町づくりの観点から商店街などと連携し、地域活性化に資する持続可能な地域公共交通を目指すことを目的として、様々な運行ルートの検討や、実証運行による検証を経ながらルートを設定したものであり、タクシー事業者へ配慮したものではありません。

6項めは、セイコーマート岩内万代店から岩内協会病院への運行ルートを入れて利便性と賑わいを作り出しませんかについてであります。

ノッタラインの運行は、限られた車両で出来る限り利用者の安全性と利便性を重視し、時間効率よく市街地を面的にカバーするための議論を重ね、現行の運行ルートとしております。

現在、セイコーマート岩内万代店に近い停留所である名店街から岩内協会病院へ向かうルートは、すでに、現行の路線において網羅されていることや、ルート増設により1便当たりの所要時間が延びるなどの影響から、セイコーマート岩内万代店から、岩内協会病院を直接結ぶ新たなルートの追加は考えておりません。

7項めは、将来に向け、利用者のアンケート調査を実施し、改善していく考えはありますかについてであります。

ノッタラインの利用者アンケートにつきましては、令和2年6月より車内及び公共施設において随時受付しているところであります。

利用者からは運行経路についてやキャッシュレスの導入についてなど、多様なご意見をいただいているところであり、それらのご意見については、適宜協議会に報告し、事業の改善に努めているところであります。

また、令和7年度は、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする岩内町地域公共交通計画の改訂時期でありますので、次期計画の策定に向けては、利用者のみならず町民のご意見も広く聞き取りながら計画を策定する必要があると考えておりますが、20年後を見据えたまちづくりについては、町全体の計画の中で検討していくべき事項であることから、利用者へのアンケートを実施する予定はありません。

8項めは、町の担当職員は、ノッタラインに定期的に乗っていますかについてであります。

職員の乗車につきましては、個別の利用状況は把握しておりませんが、複数の職員が通勤時に利用しているものと認識しております。

9項めは、ノッタラインの今年度の国庫補助額とその割合についてであります。

ノッタラインの運行に関する、令和5年10月から令和6年9月までの実績においては、運行経費予算額2千217万9千円に対し、国庫補助申請額が260万9千円であり、事業費に対する割合は、約12%と運行事業者より伺っております。

## < 再質問 >

1つ、御崎、大和への運行計画は予定していないということですが、当初から御崎、大和運行計画に入れていないのはなぜですか。

また今回の要望のあった停留所の設置場所については、第2案、第3案を提示していただき、再度運行計画に組み入れていただきたいと思いますのですが、どうですか。

2つめ、往路復路があつての運行ルートと思いますが、なぜノッタラインの運行ルートは一方向のみとなったのですか。

3つめ、運行ルートやスケジュールが大きく変更し、現在日常的に利用する方々にとっては、多くの混乱を招くことも想定しているとしていますが、より便利で、時間節約になれば歓迎されるのではないですか。混乱は町民には失礼であり、一時的なものではないですか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、当初から御崎、大和を運行計画に入れていないのはなぜか。また、要望のあった停留所の設置場所について、第2案、第3案を提示し再度運行計画に組み入れていただきたいについてであります。

ノッタラインルート策定時の考え方においては、分速60メートルとして計算された徒歩5分以内の範囲には、停留所を設定しないこととしており、御崎・大和地区については、その範囲内に郷土館及び中央通りバス停があることから停留所の設置には、至らなかったところであります。

また、御崎・大和地区からの要望団体代表者とは、運行事業者の試験運行や地域の状況を踏まえ、運行に関する安全性の確保を前提とした停留所の設置場所について話し合いを行うとともに、地域において実現の可能性がある代替案として、大和19番地9地先となる、株式会社マルコー設備付近を提示し、意見をいただいたところであり、引き続き協議してまいります。

2 項めは、ノッタラインの運行ルートは、なぜ一方向のみとなったのですか  
であります。

ノッタラインの運行は、限られた車両で出来る限り利用者の安全性と利便性を重視し、時間効率よく市街地を面的にカバーするため、岩内町地域公共交通活性化協議会において議論を重ねた結果、現行の一方向のルートとしております。

3 項めは、より便利で、時間節約になれば歓迎されるものではないですか。日常的に利用する方々にとっては多くの混乱を招くことも想定しているとしていますが、混乱は町民には失礼であり、一時的なものではないのですか、であります。

現行のルートに、逆ルートを加えるとした場合には、一部の利用者には、利便性の向上が見込まれる可能性はありますが、これまで町民の方々に定着してきた運行ルートやスケジュールが大きく変更となり、現在、日常的に利用する方々にとっては、多くの混乱を招くことも想定されるほか、病院や買い物、通勤等で利用される方など様々な利用者があり、逆向きのルートの導入により、利便性が損なわれることも想定されることから、逆向きのルートを加える考えには至っておりません。

## 2 児童・生徒が安心できる学校、居場所を

日本が子どもの権利条約を批准してから30年になる今年、北海道は国の子ども基本法、子ども大綱を踏まえて、北海道子ども基本条例（仮称）を2025年4月に制定する予定です。

その骨子案で目的として、全ての子ども・若者の権利擁護が図られ、幸福な生活を送ることができる北海道の実現、および、子ども施策を総合的に推進、基本理念として、児童の権利条約4原則（差別の禁止・意見の尊重・最善の利益・生命、生存及び発達に対する権利）並びに、社会全体で子どもを支える取り組み推進が掲げられている。

基本的施策として、子どもの社会参加、子どもの権利擁護、子どもの居場所づくり、財政上の措置等を推進または必要な措置を行うとしている。

この条例は、子どもを大切にしたいと思う視点が盛り込まれ、北海道子ども施策審議会での検討や、パブリックコメント、北海道議会への素案報告などが行われ、全道各地の子どもたちと一緒に北海道子ども基本条例を作っていくこととなります。

そこで伺います。

1、町では、制定される北海道子ども基本条例を受けて、どのような取り組みをしていますか。

2、子どもの居場所づくりについて、現在、町民体育館は廃止になり自由に使用できる体育館がないことから、土曜、日曜や部活のない日など、遊んだり、気軽にスポーツを楽しめる場所を町内に提供できませんか。

3、岩内地方文化センターには、中学生や高校生が土曜、日曜、木曜など集っていますが、現在、立ち入り禁止区域が設けられ、ホール前のソファを利用している状況です。自由に使えていたピアノも今はカギがかけられ、許可を得ての利用になっています。図書室も狭すぎて友達との勉強の場にはなりにくくなっています。

そこで、岩内地方文化センターを泊村の公民館のように集い、勉強などその時にしたいことをして、Wi-Fiも自由に使える居場所にしませんか。もちろん、子どもたちとは話し合いでルールを決めて運営することにする。

4、近い将来、児童館を設立する考えはありますか。

次に、安心できる学校について伺います。

5、生理用品は現在、小学校、中学校の女子トイレに置かれていますが、その利用状況は。

第一中学校では、生理用品のケースのそばに、ナプキンを使うときのお願い。困ったときにケースからナプキンを取って使って下さい。基本的にナプキンは自分で持ってきてね、と表示されていました。

1、他の3校にも同じ表示をしていますか。

2、現在、生理用品を公共施設にも置こうという流れもある中、生徒の安心感を増し、生理の貧困解決のための設置でもありますが、ナプキンの置く場所を保健室からトイレに変えただけなのですか。

3、ナプキン設置のために予算は組んではいないのですか。

4、表示の言葉を、ナプキン設置の目的にふさわしいもの書き換えてくれませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、町では、制定される北海道子ども基本条例を受けて、どのような取り組みをしていますかについてであります。

北海道子ども基本条例につきましては、北海道において、令和7年3月に向けて、条例制定作業が進められており、現在、条例の素案による、道民への意見募集が行われている段階でありますので、本条例に係る町の取り組みにつきましては、あくまで条例が正式に成立した後、北海道からの照会等を受けて、取り進められて行くものと考えております。

4 項めは、近い将来、児童館を設立する考えはありますかについてであります。

児童館につきましては、児童福祉法に規定する児童厚生施設の一つであり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした児童福祉施設であり、本町には、設置していないところでありますが、地域子育て支援センターあすばらや、幼稚園による延長保育、学童保育所の設置等により、一定程度、放課後の児童の居場所を確保していることや、本年6月に実施した、第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う、子育て世帯へのアンケート調査において、児童館整備のニーズがなかったことなどから、現段階において、児童館を整備する考えには至っておりません。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

2項めは、こどもの居場所づくりについて、土曜、日曜や部活のない日など、遊んだり、気軽にスポーツを楽しめる場所を町中に提供できませんかについてであります。

現在、本町では、令和8年度の義務教育学校の開校に伴い、用途廃止となる既存小中学校の利活用について検討しているところでありますが、その中で、既存校体育館については、町民体育施設としての検討を進めているところであります。

子どもたちにとって、健やかな成長を促す活動の場の提供については、他の公共施設の活用方法や、その他の手法も含めて、検討が必要と考えております。

3項めは、岩内地方文化センターを泊村の公民館のように集い、勉強などその時にしたいことをして、W i - F i も自由に使える居場所にしませんかについてであります。

公共施設におけるW i - F i の活用につきましては、住民サービスの観点においては、施設の性質に応じた利用者の利便性向上をはじめ、観光、防災など様々な用途があると認識しております。

そうした中、岩内地方文化センターにおけるW i - F i の設置につきましては、順次、実態を踏まえた環境整備を進めていきたいと考えているところであります。

一方、勉強などで子どもたちが利用することを想定した場合は、単にW i - F i 環境の整備で完結するものではなく、文化センターにつきましては、生涯学習活動の拠点として、地域の多くの方に利用されていることから、慎重な判断が求められるものと考えております。

なお、令和8年度開校予定の、義務教育学校におきましては、全館にW i - F i を完備し、図書室においては、放課後学習の利用も可能とした施設環境を整備する予定であります。

5項めは、安心できる学校についてであります。

はじめに、小中学校の女子トイレに置かれている、生理用品の利用状況についてであります。

各小中学校の女子トイレに設置している生理用品の利用状況につきましては、東小学校では、月に1、2個程度、西小学校では、月に15個から20個程度、第一中学校では、月に70個から90個程度、第二中学校では、月に50個から60個程度と確認しております。

次に、第一中学校で表示している、生理用品ケースそばの表示について、他の3校でも同じ表示をしていますかについてであります。

他の3校については、全く同じ表示ではありませんが、困った時の使用の推奨、マナー、自分での用意などについて、表示しています。

次に、生理の貧困解決のため設置している生理用品の設置場所は、保健室からトイレに変えただけなのですかについてであります。

町内小中学校における生理用品の設置場所につきましては、以前は、保健室で養護教諭が渡しておりましたが、令和5年度からは、保健室に加え、女子トイレに設置することで、気兼ねなく利用しやすい環境となるよう、児童生徒の選択肢を増やしたところであります。

次に、生理用品設置のために予算は組んではいないのですかについてであり



ます。

生理用品の設置に伴う予算措置としましては、各学校で必要とされる数量が確保されるよう、計上しているところであります。

次に、生理用品ケースそばの表示は、生理用品設置の目的にふさわしいものに書き換えてくれませんかについてであります。

学校への生理用品の配置につきましては、急きょ必要になった場合や、様々な状況や事情も含め、全ての子どもたちが、心身の健康を維持し、安心して学校生活を送れるよう、設置しているものであります。一方で、生理用品は、日常的に使用するものとして、基本は、自分で用意するものという意識や、健康管理の意識が薄れていかないような指導も必要と考えております。

以上のことから、その表示内容については、本来の目的から逸脱しているとは考えておりませんが、その表示内容については、各学校の事情も踏まえた中で、表示の有無も含めて協議してまいります。

## < 再質問 >

1、児童館は高校生までの子供たちが集える場所ですが、小中高生と、異年齢の子供たちが集い、近隣の高齢者も集える交流の場になるように整備を進めるべきではないですか。

2、今現在中高生の居場所がないの声を受け止めて早急に提供してほしいのですが、どうですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、小中高生、高齢者も集える交流の場になるよう、児童館の整備を進めるべきではありませんかについてであります。

児童館につきましては、国のガイドラインにより、18歳未満の全てのこどもが対象とされておりますが、地域子育て支援センターあすばらや、幼稚園による延長保育、学童保育所の設置等により、一定程度、放課後などの児童の居場所を確保していること、本年実施の、第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う、子育て世帯へのアンケート調査において、児童館整備のニーズがなかったことなども踏まえ、現段階において、児童館を整備する考えには至っておりませんが、今後におきましても、子育て世帯等からの様々なニーズの把握に努めてまいります。

**【答 弁】**

**教 育 長：**

2項めは、今、現在、中高生の居場所がない、の声を受け止めて、早急に提供してほしいのですがどうですかについてであります。

現在、本町では、既存校体育館について、町民体育施設としての検討を進めているところでありますが、子どもたちにとって、健やかな成長を促す活動の場の提供については、他の公共施設の活用方法や、その他の手法も含めて、速やかな検討が必要と考えております。